

利用権設定等促進事業申出書（同意書）

（宛先）四日市市農業委員会

四日市市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づき次のとおり同意します。

（捨印）

令和 年 月 日

1. 各筆明細

	住 所	氏 名 又は 名 称	同意印	電話番号
利用権設定を受ける者 (借り手)	〒	フリガナ	印	
利用権設定をする者 (貸し手)	〒	フリガナ	印	

※ 訂正の場合は、二重線・訂正印にてお願いします。修正液・砂消しゴム等は使用しないでください。（修正液・砂消しゴムを使用された場合、再度ご提出をお願いする場合があります）

利用権を設定する土地					設定する利用権							利用権の設定等に 係る法律関係	新規更新の別	備 考	
所 在			地 目		面積 (㎡)	利用権の種類	内 容 (作目)	始 期	貸借期間	終 期	10a当りの 借賃(円) 又は 対価(kg)				借 賃 の 支払方法
町	字	地 番	台帳	現況											
						1 貸借権 2 使用貸借権		令和 年 月 日	3年 6年 10年 15年	令和 年 月 日		1 現金支払 2 口座振込 3 現物支給	1 貸借借 2 使用貸借	1 新規 2 更新	
						1 貸借権 2 使用貸借権		令和 年 月 日	3年 6年 10年 15年	令和 年 月 日		1 現金支払 2 口座振込 3 現物支給	1 貸借借 2 使用貸借	1 新規 2 更新	
						1 貸借権 2 使用貸借権		令和 年 月 日	3年 6年 10年 15年	令和 年 月 日		1 現金支払 2 口座振込 3 現物支給	1 貸借借 2 使用貸借	1 新規 2 更新	
						1 貸借権 2 使用貸借権		令和 年 月 日	3年 6年 10年 15年	令和 年 月 日		1 現金支払 2 口座振込 3 現物支給	1 貸借借 2 使用貸借	1 新規 2 更新	
						1 貸借権 2 使用貸借権		令和 年 月 日	3年 6年 10年 15年	令和 年 月 日		1 現金支払 2 口座振込 3 現物支給	1 貸借借 2 使用貸借	1 新規 2 更新	
						1 貸借権 2 使用貸借権		令和 年 月 日	3年 6年 10年 15年	令和 年 月 日		1 現金支払 2 口座振込 3 現物支給	1 貸借借 2 使用貸借	1 新規 2 更新	
						1 貸借権 2 使用貸借権		令和 年 月 日	3年 6年 10年 15年	令和 年 月 日		1 現金支払 2 口座振込 3 現物支給	1 貸借借 2 使用貸借	1 新規 2 更新	

上記設定者 以外の 同意記入欄 (共有者 又は 相続権者)	住 所	氏 名 (自署の場合は押印不要)	住 所	氏 名 (自署の場合は押印不要)	住 所	氏 名 (自署の場合は押印不要)
			印		印	
		印		印		印

※共有者又は相続権者の持分の2分の1を超える同意が必要です。

2. 共 通 事 項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 借賃の変更

農地法（昭和27年法律第229号）第20条第1項の規定に基づき、災害その他の不可抗力により変更されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、四日市市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、各筆明細に定める利用権の存続期間中途において、解約する権利を有しない。ただし、相手方の同意を得た場合は、その限りでない。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、あらかじめ農業委員会に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他これに類する租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る水利に要する費用並びに目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

エ 上記アからウにかかわらず、甲及び乙の双方が協議の上同意している場合は、この限りではない。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第 195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において、甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき農業委員会が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び農業委員会が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び農業委員会が協議して定める。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者（農地所有適格法人に該当しない法人）に対する賃借権又は使用貸借による権利の設定を行う場合は、以下の項目を追加する。

(11) 契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には、貸借契約を解除するものとする。

(12) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に、四日市市長に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(13) 四日市市長による勧告

四日市市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作等の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作等の事業に常時従事しないとき。

(14) 四日市市長による農用地利用集積計画の取消

四日市市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

(15) 違約金の支払い

甲及び乙は、甲の責めに帰さない事由により、貸借を終了させることとなった場合の違約金の支払いについて、契約時に協議して取り決めるものとする。